

・個人懇談を予定しています。2月19日～29日まで

(ゆり組を除きます)

担任と短時間(15分)ではありますが、進級に向けて話し合いたと思います。時間帯は、お昼寝時間となります。

保育室前に「個人懇談計画表」を貼り出します。

都合のいい時間帯に名前を記入してください。

◎新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの発症が見られます。

引き続き手洗い等を丁寧に行うこと、生活リズムを整えしっかり食べることで、免疫力・抵抗力をつけることを大切にしていきましょう。



◎広島市より、以下の事について周知するように連絡がありました。

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による出席停止後の再登園の際には、「インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による出席停止及び再登園について」(別紙)に保護者が記入し、こども園に提出するように、取り扱いを変更する。

2月からの取り扱いとなります。別紙をよく読まれてください。

◎その他の感染症の場合は医師の指示に従い療養し、回復して登園する際には、医師に「感染症等治療通知書」を記入していただき、こども園に提出してください。

出席停止の期間の基準について

(学校保健安全施行規則第19条における出席停止の期間の基準について)

◎インフルエンザについては発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります。

※解熱とは、37.4℃以下が24時間継続したことである。

(嘱託医「西村先生」に尋ねました。)

図「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱				出席可能	

◎新型コロナウイルス感染症については、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。